

柔道審判員の心理的スキル： スポーツ審判員用心理的スキル尺度を用いて

スポーツクラブマネジメントコース

5018A302-8 石山 隆英

研究指導教員：間野 義之 教授

I. はじめに

明治 15 年 (1882)、嘉納治五郎によって創始された柔道は、204 の国と地域が国際柔道連盟に加盟するほど成長し、オリンピック・パラリンピック大会の公式競技として採用されている。これらの大会は、国際柔道連盟試合審判規定によって試合が行われているが、同大会にあわせて 4 年に 1 回の周期でルールの変更を実施している。近年は、よりダイナミックな柔道、そしてクラシカルな柔道を目指すべく、頻繁に見直しや解釈の変更が行われているが、迅速な対応と的確な理解ができないなどのことから、試合における混乱や誤審が発生している。

柔道審判員は競技特性上、攻防の優劣を即座に見極めることが要求され、その判断について一斉に注目されることから、相当な心理的負担をもたらすことが推察される。さらに、審判員は上手くできて当たり前であり、ミスがあった場合には、誹謗中傷も含めて多くの批判を浴びることとなることになり、審判員資格の停止を含めた処分の可能性もあることから、同様な心理的負担をもたらすことが推察される。

しかしながら、柔道に限らず、スポーツの審判員における心理面については、あまり重きが置かれてこなかったといえる。一方、選手においては古くから心理面が重要視されてきており、今日では、選手が最高のパフォーマンスを発揮するために、心理的サポートが必要とされており、スポーツ心理学の理論や科学的根拠に基づいたメンタルトレーニングが実践されている。

審判員も選手と同様に、最高のパフォーマンス、つまり最高の審判をするためには心理

的サポートが重要であるということが推察されるが、立谷 (2016) が選手の競技力向上のためには審判員のメンタルトレーニングが不可欠なものと指摘しているほか、村上ら (2016) は心理特性の検討を通して心理面強化の重要性を指摘している。これをふまえて、村上ら (2017) は「スポーツ審判員用心理的スキル尺度 (以下「PSIR」と略す)」を開発しているが、これを活用した研究の報告は管見の限り見当たらない。

この PSIR は、おもに球技系の審判員を対象として作成されたものであるが、これを柔道審判員向けのものとして活用し、柔道審判員の心理的スキルの実態を明らかにすることは、柔道審判員のメンタルトレーニングを含む効果的な心理的サポートプログラムの検討や、選手の競技力向上に向けて有益であると考えられることから、本研究では、PSIR を用いて柔道審判員の心理的スキルの実態を明らかにし、心理的スキルと関係する要因を明らかにすることを目的とした。

II. 方法

調査対象者は、栃木県柔道連盟に所属し、かつ栃木県柔道連盟を通して全日本柔道連盟に公認審判員として登録している柔道審判員とした。アンケート用紙は 302 名に配布し、189 名から回収した (回収率 63 %)。そのうち、属性以外の項目未記入を除いた 175 名を有効回答とした (有効回収率 58 %)。調査は 2018 年 12 月 3 日から 14 日にかけて実施された。調査はアンケート調査とし、郵送法を用いた。

調査内容は、PSIR を用いたが、質問項目を柔道審判員に適するように、柔道審判に精

通している関係者 4 名と、スポーツ科学を専門とする大学教員 4 名、スポーツ科学を専攻する大学院生 22 名による 2 段階の検討を行い、ワーディングの変更を行った。

分析方法は、各因子において平均得点および標準偏差を求めたあと、属性の違いによって柔道審判員がもつ心理的スキルに違いがみられるかについて、性別においては t 検定、年齢・柔道歴・柔道審判歴・年間柔道審判活動回数・段位・公認柔道審判員ライセンスにおいては、一元配置分散分析を用いて属性内で平均点を比較した。なお、すべての分析は、有意水準を 5 % とし、統計ソフトの IBM SPSS Statistics 25 を用いて行った。

また、早稲田大学「人を対象とする研究に関する倫理規程」、および早稲田大学「人を対象とする研究に関する倫理規程施行細則」に準じて倫理的配慮がなされた。さらに、公認柔道審判員ライセンス試験や昇段、各種大会における審判員選考には一切の影響はないことをアンケート用紙に明記し、返信をもって同意を得ることとした。なお、本調査は栃木県柔道連盟、および栃木県柔道連盟審判委員会の承認を得て実施された。

III. 結果および考察

分析対象者全体については、意欲やコミュニケーションの得点が比較的高いことが示されたが、自己コントロールや自信は比較的低い得点が示された。性別については、統計的に見て男性は女性よりも有意に自信があることが示されたが、分析対象者の割合が男性 97.1 %、女性 2.9 % であるためこの数値をもって判断することは避ける必要がある。年齢については、すべての因子において有意な差がないことが示された。

活動歴については、柔道または柔道審判の経験を積むことにより自信がつくことが明らかとなったほか、年間柔道審判活動回数についても、回数の多い方が高い心理的スキルであることが示された。この結果は、全日本柔道連盟審判委員会（2018）の審判員心得にお

ける指摘を支持するものとなった。

資格については、段位においては心理的スキルの差は一部にしかないものの、公認柔道審判員ライセンスにおいては、資格レベルの高い審判員の方がおおむね心理的スキルが高いことが明らかになった。この結果は、村上ら（2017）の指摘を支持するものとなった。

IV. まとめ

柔道審判員の心理的スキルの実態が明らかにされたことにより、心理的スキルと関係する要因があることが確認された本研究の結果は、非常に有益な知見となるであろう。しかしながら、本研究は十分なサンプル数を用いて実施することができなかったことから、調査規模を拡大して柔道審判員の心理的スキルを調査していく必要があるとともに、尺度の因子的信頼性および妥当性を保証するため、複数回にわたる調査をするなどの研究の積み重ねが必要である。

柔道審判員において、心理的スキルの向上がなぜ必要かといえば、正しいジャッジを瞬時に下すことができるようにするためであり、日ごろからのトレーニングと養成プログラムが必要である。本研究をもとに、現段階において導入可能と考えられる方策をまとめる。

- (1) 現行講習内容のほかに、審判関係の技術講習や心理面向上に関する講習を行う。
- (2) 地方講習会は、年に 2 回以上開催し、ライセンス別の講習会も行う。
- (3) 多くの審判員が定期的に審判活動ができるように、公正公平な選考を行う。
- (4) e ラーニングや、場所や時間を選ばずに、誰でも学ぶことができる環境整備を行う。

スポーツの発展には優秀な審判も重要であるとの平田（2017）の指摘や、30 歳代から 50 歳代前半の審判員育成の必要性を指摘している大迫（2016）の指摘を達成するためにも、前述の方策は非常に有効であろう。また、質の高い審判員を養成することにより、選手の競技力向上に大きく期待できるほか、スポーツ立国の実現に向けて大きく貢献できよう。